

# 常総市振り込め詐欺等

## 被害防止用通話録音機器貸出要領

(目的) 市内における振り込め詐欺等の被害防止を目的として、市が保有する振り込め詐欺等被害防止用通話録音機器（以下「機器」という。）を貸し出す。

(貸出対象者等)

市内に住所を有し、次の各号に該当する者

- (1) 満65歳以上の者が居住する世帯の者
  - (2) 貸出期間終了まで継続的に機器を使用できる者
  - (3) 個人情報の提供に同意できる者
  - (4) アンケートに協力できる者
  - (5) 通話録音情報の提供に協力できる者
  - (6) その他市長が特に貸出しが必要と認める者
- また、機器の貸出しは、1世帯につき1台に限る。

(申請方法)

常総市振り込め詐欺等被害防止用通話録音機器利用申請書（様式第1号）を商工観光課に提出する。

(貸出しの決定)

申請の内容を審査した上、機器の利用の可否を決定する。

申請が機器の台数を超えるときは、抽選により借受人を決定する。ただし、緊急を要する場合等、特に市長が認めた場合はこの限りではない。

借受者を決定したときは、常総市振り込め詐欺等被害防止用通話録音機器貸出決定通知（様式第2号）により当該借受者に通知する。

(機器の受領)

借受者が通知を受領した後、原則として、市で機器の設置を行い、機器を受領する。ただし、商工観光課窓口で機器を受領することもできる。

(貸出期間)

決定通知に記載した期間とする。期間を終了した場合、速やかに市に機器を返還しなければならない。また、貸出期間について延長を希望

する場合は、申請期間内に再度申請を行い、再決定した場合に限り、機器を継続して利用できる。

(費用等)

貸出料は無料とする。ただし、機器の設置に係る電気料等、電源の確保に伴う延長コード等の設備については、借受者の負担とする。

(貸出しの制限)

借受者は、機器の貸出しを受ける権利を他に譲渡し、又は貸出しを受けた機器を他に転貸してはならない。

(借受者の責務)

借受者は、機器を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りではない。

(決定の取消し)

借受者が次のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消し、機器の返還を求めることができる。

- (1)借受者が（貸出対象者等）にある要件に該当しなくなったとき。
- (2)偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- (3)その他、市長が必要と認めたとき。

また、決定の取消しをした場合は、借受者にその旨を文書で通知する。